

主な優遇制度

大熊町では、企業立地に係る国内トップレベルの補助金や優遇措置が受けられます。

補助金

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(製造・サービス業等立地支援事業)

対象業種分野・事業	補助対象	補助率	補助上限額	第三者委員会の評価が特に高い案件は
製造業、サービス業等	土地取得費・設備投資費等	中小企業:最大3/4、 大企業:最大2/3	30億円	50億円

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(地域経済効果立地支援事業)

対象業種分野・事業	補助対象	補助率	補助上限額	第三者委員会の評価が特に高い案件は
福島イノベーション・コースト構想の重点分野*	土地取得費・設備投資費等	中小企業:最大4/5、 大企業:最大3/4	30億円	50億円

※①廃炉②ロボット・ドローン③エネルギー・環境・リサイクル④農林水産業⑤医療関連⑥航空宇宙

福島県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金(F補助金)

大熊町に立地する企業が実際に支払った電気料金の一部を還付します。

対象業種分野・事業	製造業等	電気料金を最大8年間 年間40%程度を還付
対象地域	福島県(電源地域のうち、原子力発電施設の設置が行われている市町村(所在市町村)及び所在市町村に隣接する市町村)	
対象段階	立地中	

課税特例

福島復興再生特別措置法による課税の特例(税制優遇)

設備取得	■避難解除区域等の税制支援制度 事業用設備の取得などをして事業に用いた場合、所得税・法人税について税額控除、もしくは、新規取得設備について特別償却ができます。	法人税の 税額控除 機械整備の 特別償却
雇用	■避難解除区域等の税制支援制度 避難対象となった方を雇用する場合、給与などの支給額の20%を所得税・法人税から控除できます。	給与などの支給額の 20% を所得税・法人税から控除
課税免除	■福島復興再生特別措置法に係る課税免除 避難解除区域等内において、一定の施設又は設備の新増設を行った場合は、課税免除を受けることができます。	一定の施設又は設備の新増設を行った場合 課税免除 ▶固定資産税・事業税(5年) ▷不動産取得税

※上記以外にも国及び福島県における優遇制度があります。

また、交付要件等、詳細につきましては、経済産業省の福島産業復興支援や福島県企業立地ガイド等をご覧ください。

福島県大熊町 企業立地に関する各種優遇制度

大熊町では、全国トップクラスの補助金や助成制度など、さまざまな優遇措置・支援制度を受けられます。

補助金

1 福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金



対象事業	対象業種
創業・事業展開	農業、林業、漁業以外 すべて
補助対象経費	補助対象者
施設・設備	原子力災害発生時に大熊町内で 事業を行っていなかった者

補助率最大3/4
補助上限 3,000万円

2 福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金



対象事業	対象業種
創業・事業展開	農業、林業、漁業以外 すべて
補助対象経費	補助対象者
土地・施設・設備・ 開発・調査	原子力災害発生時に大熊町内で 事業を行っていた者

補助率最大4/5
補助上限 4,000万円

3 地域復興実用化開発等促進事業費補助金



対象事業	対象業種
実用化・事業化事業	福島イノベーション・ コースト構想の重点分野※
補助対象経費	補助対象者
施設・設備・ 人件費・材料	大熊町に本社・生産拠点等が ある地元企業 等

補助率最大3/4
補助上限 7億円

※①廃炉 ②ロボット・ドローン ③エネルギー・環境・リサイクル ④農林水産業 ⑤医療関連 ⑥航空宇宙

4 誘客コンテンツ開発事業補助金



対象事業	対象業種
企画・情報発信	指定なし
補助対象経費	補助対象者
人件費・備品	民間事業者、 一般社団法人 等

補助上限
1,500万円/申請

記載の補助金等の情報は2022年度(令和4年度)に適用されたものです。詳しくは大熊町 企業誘致係へお問い合わせください。

上記以外にも国や福島県における優遇制度がありますので、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先は裏面をご覧ください ▶

補助金

5 大熊町ゼロカーボン補助金(おおくまゼロカーボン建築物支援事業)(ZEB)



対象事業	対象業種
指定なし	すべて
補助対象経費	補助対象者
新築の非住宅建築物 (一定の省エネ&再エネ基準を満たす)	大熊町で事業を営む者・ 町内で事業を開始する者

補助上限なし
面積規模に応じて補助

助成金

6 ふくしま産業復興雇用支援助成金(雇入費)



対象事業	対象業種	補助対象経費
指定なし	すべて	人件費

助成上限
2,000万円/事業所

主な助成条件

- ①本助成金を受給したことが無い事業所(特例あり)
- ②平成23年3月11日以降、県指定の産業政策で補助金または融資を受け、設備投資等を行った事業所

助成上限

- ・対象労働者1人あたりの支給額は、最大で1年目120万円、2年目70万円、3年目35万円の合計225万円
- ・支給額総額1事業所につき2,000万円

7 ふくしま産業復興雇用支援助成金(住宅支援費)



対象事業	対象業種	補助対象経費
指定なし	すべて	人件費(住居)

助成率3/4
最大3年間 助成金額最大 720万円

主な助成条件

ふくしま産業復興雇用支援助成金(雇入費)の助成条件①②に加え、
条件を満たす対象労働者が居住するため、(1)新たに住宅の賃借契約を締結、(2)既存の賃借契約に追加して住宅の賃借契約を行う、又は対象労働者を雇用するために(3)就業規則を改正して、住宅手当を新規に導入する、(4)既存の住宅手当の制度を拡充する、のいずれかを実施すること

助成上限

助成金額の上限は1年間につき240万円(最大3年間継続助成可能=最大720万円)

融資

8 復興特区支援利子補給金



支給期間
5年間 (金融機関が事業の実施者へ最初に貸付けた日から起算)

中小企業 貸付金利
利子補給率 上限0.7%
上記以外の者 貸付金利×0.8(上限0.7%)

その他多数の補助制度等があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

大熊町への企業進出に関する相談・お問い合わせ先

大熊町役場 企画調整課 企業誘致係

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717

TEL.0240-23-7643(平日8時30分から17時15分) FAX.0240-23-7844

メールアドレス kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp

大熊町



<https://www.town.okuma.fukushima.jp>

